

「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式」解説版

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）

平成21年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。

1 基礎被害率・・・ d_h (①)

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

↓
 d_h (①)

2 基準共済掛金率・・・ P (②)

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを園芸施設基準共済掛金率とする。

↓
 P (②)

【解 説】

→【農林水産大臣が定める地域（料率算定地域）の設定条件】
次の2つの条件を満たすような地域を定める。

1. 「棟数条件」

ガラス室Ⅰ類	50棟以上
ガラス室Ⅱ類	100
プラスチックハウスⅠ類	100
プラスチックハウスⅡ類	1,500
プラスチックハウスⅢ類	150
プラスチックハウスⅣ類甲	50
プラスチックハウスⅣ類乙	50
プラスチックハウスⅤ類	50
プラスチックハウスⅥ類	350
プラスチックハウスⅦ類	50

2. 「地域条件」

- ・ 上記の「棟数条件」も踏まえて、「組合等の区域又は被害率等の類似した複数の組合等の区域を併せた地域であること。」を原則とする。
- ・ ただし、広域合併された組合等については、組合等の区域を分けた地域を料率算定地域とすることができる。

【園芸施設基準共済掛金率（ P ）の算出方法】(②)

- ・ 園芸施設基準共済掛金率（ P ）は、施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率算定地域ごとに、基礎被害率の平均値（ $\overline{d_{ijk}}$ ）に所要の安全率を付加して算定する。

$$P_{ijk} = \overline{d_{ijk}} + \Delta$$

ここで

- i : 施設区分
- j : 園芸施設共済の共済目的等による種別
- k : 料率算定地域
- P_{ijk} : 基準共済掛金率
- $\overline{d_{ijk}}$: 基礎被害率の平均
- Δ : 安全率（将来の予測値の振れを統計論的に、一定程度の幅で勘案したもの）

【園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{s甲}$ ）の算出方法】（③～④）

- ・ 「1棟ごと」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（1）基礎被害率（ d'_h ）の算出（③）

園芸施設基準共済掛金率（ P ）算定のための基礎被害率（ d_h ）のうち共済金額の3割を超える部分に対応する被害率を基礎被害率（ d'_h ）とする。

（2）園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{s甲}$ ）の算定（④）

園芸施設再保険料基礎率（ $P_{s甲}$ ）は、施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率算定地域ごとに基礎被害率（ d'_h ）の平均値（ $\overline{d'}$ ）から導き出される。

【園芸施設再保険料基礎率乙（ $P_{s乙}$ ）の算出方法】（⑤～⑧）

- ・ 「連合会ごとの年間超過損害歩合再保険方式」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（1）基礎被害率（ D_h ）の算出

ア 連合会責任被害率（ d'_{zh} ）の算出（⑤）

連合会ごとに、1棟ごとの保険金の額（保険金の額が保険金額に30%を乗じて得た金額を超える場合はその乗じて得た金額）の合計額を経過総保険金額で除して算出。

（注）「経過総保険金額」とは、各年度ごとに、その年度中に保険責任が経過した部分に係る保険金額をいう。

イ 基礎被害率（ D_h ）の算出（⑥）

連合会ごとに、過去20年間の連合会責任被害率（ d'_{zh} ）を基礎被害率（ D_h ）とする。

（2）園芸施設通常標準被害率（ q ）の算出（⑦）

連合会責任部分を算定するため、それを超える部分が異常事故として政府が責任分担する被害率（園芸施設通常標準被害率（ q ））を基礎被害率（ D_h ）の平均値に標準偏差の一定倍率を付加することにより算定。

（3）園芸施設再保険料基礎率乙（ $P_{s乙}$ ）の算出（⑧）

基礎被害率のうち園芸施設通常標準被害率（ q ）を超える部分の被害率の平均値（ $\overline{D'}$ ）から算定。